

主な特色ある取組みの具体例

(別紙1)

※ () 内の地域は所管財務局等の別

I. 中小企業金融の再生に向けた取組み

1. 創業・新事業支援機能等の強化

- ・ 地域の有望産業である観光、健康、環境等の業種別担当者を配置。同担当者の目利き機能を活用した無担保・無保証の融資商品を開発・発売。(銀行 沖縄)
- ・ 融資エリアの中核店舗に中小企業診断士5名を配置した起業家支援センターを設置。審査難度が高い融資案件について、営業店と連携することにより審査態勢を強化したほか、新規創業にかかる経営相談を実施。(信用金庫 北海道)
- ・ 創業・新事業展開・経営革新等を目的とするすべての補助金を対象とした「産学官連携支援ローン」を取扱開始。(銀行 東海)
- ・ 企業と大学の連携を仲介する専門部署を新設。産学の関係者を集めたセミナーを開催するほか、大学が開発した技術案件を企業に紹介。(銀行 北陸)
- ・ 地域内企業と大学や公設研究所との共同研究をサポートする助成金制度を創設。(銀行 近畿)
- ・ 地元産業振興財団のインキュベーションマネージャーと連携し、融資先(金型製造)の設備の有効利用について共同研究を実施。(信用組合 関東)
- ・ 日本政策投資銀行と連携し、知的財産権担保(プログラム著作権担保)協調融資を実施。(銀行 関東)
- ・ 中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫及び農林漁業金融公庫と業務連携等に関する覚書を締結。情報共有を行い、再生支援も含む協調融資等を実施。連携実績17件、30億円。(銀行 九州)
- ・ ベンチャーキャピタル子会社を設立、中小企業総合事業団(現中小企業基盤整備機構)と連携し創業・新事業支援ファンドを組成し、投資を実行。(信用金庫 関東)
- ・ 中小企業支援センター等と連携して、RCCに債権譲渡された企業(破たん金融機関の取引先)について掘り起こしを行い、再生可能と判断される企業へ融資支援。16年度上期までに7件、9億円の融資実行。(信用金庫 北陸)

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- ・ 県境を越えた複数行で提携した共同ビジネスネットにより、県境を越えた販路開拓や企業進出、M&Aに関するビジネス情報の提供・マッチングに取り組む。(銀行 東北)
- ・ 当行のコア取引先業種である製造業に対応したビジネスマッチングサイト運営会社と提携したほか、ホームページにもものづくり創生協議会、県産業技術研究所等とリンクした「ものづくり応援サイト」を設置するなど、顧客ニーズ等に対応したサービスを提供できる体制を整備・構築。(銀行 東海)
- ・ 取引先企業の製造拠点の中国シフトや現地での販売拡大をめざす動きに対応し、企業の中国進出支援対策を強化。本部内への支援室設置、駐在員事務所の設置・増員等に加え、32支店に「中国ビジネスデスク」の設置を決定。(銀行 北陸)

- ・ 近隣金融機関の連携によるM&Aネットワークを構築。当ネットワークを通じ、異業種間におけるM&Aを成約。
(銀行 東海)
- ・ 創業支援から再生支援まで債務者のライフステージに応じたプロジェクトチームを設置し経営支援を実施するとともに、経営改善支援先のランクアップツールとして、新財務診断サービスの提供システムを開発し、7,000社に無料配布。
(銀行 東海)

3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

- ・ 本支店の法人営業担当者全員がそれぞれ1社以上の支援企業を選定し、経営改善計画の策定・実行を支援する「一人一社運動」を展開。
(銀行 東海)
- ・ 自力再生を主眼に経営改善計画再生スキームを策定、プリパッケージ型事業再生や私的整理ガイドラインに基づく再生を実施したほか、私的整理ガイドラインによる債権放棄にM&A手法を組み合わせたの再生を実施。
(銀行 四国)
- ・ 近隣3県を中心として中小企業再生に向けた支援を強化するため、県境を越えた複数行が連携し、広域企業再生ファンドを創設。
(銀行 東北)
- ・ DIPファイナンスに関する取組方針を明確化するとともに、商工組合中央金庫との連携等により、定型化された審査手法を定着。16年度上期までの実績7件、2億円。
(銀行 関東)
- ・ 県内最大手のゼネコンに対し、地域経済への影響等を考慮し並行メインの地域銀行が協調し、抜本的な改善計画を策定。これに合わせ両行がDES(デット・エクイティ・スワップ)を実施予定。
(銀行 北陸)
- ・ 中小企業再生支援協議会や信金中金と連携の下、取引先企業に対して、地元自治体と共同でDESを実施。
(信用金庫 関東)
- ・ 都銀がRCCに売却した債権のうち、技術力があり今後の成長性が見込まれる企業の債権(2億3千万円)を買い取り、再生支援。
(信用金庫 関東)
- ・ 産業再生機構に対して、取引金融団の連名により地場航空会社に対する再生支援を要請し、支援決定。また、同機構の出資までのつなぎ資金を地元地域銀行2行及び商工組合中央金庫の協調で対応。
(銀行 九州)
- ・ 経営改善計画が中小企業再生支援協議会等の審査を了した案件について、優遇金利・原則無担保で貸出し、計画どおり改善されれば優遇金利を引き続き適用する新商品を発売し、融資を実行。
(信用金庫 四国)

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- ・ スコアリングモデルに、業種別(建設業)モデル及び個人事業主用モデルを追加し、精度を向上。
(銀行 中国)
- ・ 共同主幹事として財務制限条項を盛り込んだシンジケートローンを地元企業に対して組成。
(銀行 四国)
- ・ 動産評価専門会社と共同で、売掛債権・在庫等の資産を活用した融資スキームを構築。
(銀行 福岡)

- ・ 経営内容が厳しくとも資金繰りを支援することで再生・再建できると目利きした企業に対し、無担保・第三者保証不要の資金を提供。更に、業績回復基調にある企業の売上増加に伴う運転資金、設備資金に対応するための無担保・第三者保証不要の新商品の取扱開始。
(信用金庫 関東)
- ・ 一定額以上の取引先を対象に、本部と営業店が財務資料及び取引方針を常時共有する債権管理の仕組みを構築し、経営内容の変化を的確に把握する態勢を強化。
(信用組合 東北)
- ・ 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、県・県信用保証協会・地元金融機関が信用リスクを分担する中小企業資金供給システムを構築。
(銀行 福岡)

5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- ・ 顧客の知識、経験等の状況を踏まえた重要事項の説明態勢の整備を図るため、融資業務臨店班（事務指導役）を設置。約50カ店に臨店を実施し、説明態勢について営業店を指導。
(銀行 関東)
- ・ 事業性の融資取引における債務者、保証人、担保提供人に対する契約内容の説明資料として「融資取引のしおり」を制定、顧客に対する契約内容の説明態勢を強化。
(銀行 四国)

II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

1. ガバナンスの強化

- ・ 証券取引所の定める適時開示規則に則った行内向けの「適時開示マニュアル」を非上場行として制定。16年度第一四半期から四半期連結財務諸表の作成・開示を実施。
(銀行 四国)
- ・ 総代選考規程を改正し、総代会に一般会員の意見を反映させるために、総代の定年制及び女性総代の選任等の項目を設け新総代を選定。
(信用金庫 中国)

2. 地域貢献に関する情報開示等

- ・ 預金・貸出金両面において環境保全を支援する取組みを実施し、その状況等を四半期ごとに開示。環境コベナント契約付融資、環境経営支援保証制度の取組みを実施したほか、定期預金の預かり残高に応じた寄付を環境関係団体に対し実施。
(銀行 近畿)
- ・ 地域貢献に関する情報を新聞形式で分かりやすく掲載した「まかせて新聞」（タブロイド版12ページ、2万部）を発行し、営業店店頭への備え置き、経営説明会参加者への配付、ホームページへの掲載等、幅広い情報の提供。
(銀行 沖縄)
- ・ 理事長による取引先団体等を対象とした経営説明会を地区内各所において16年度上期中に7回開催し、経営の透明性に努めるとともに、地域経済活性化に向けた地域貢献のあり方や取組み等を丁寧に説明。
(信用金庫 九州)